ニュースレター 2023 年 5 月号 第 115 号

# Legal Networks



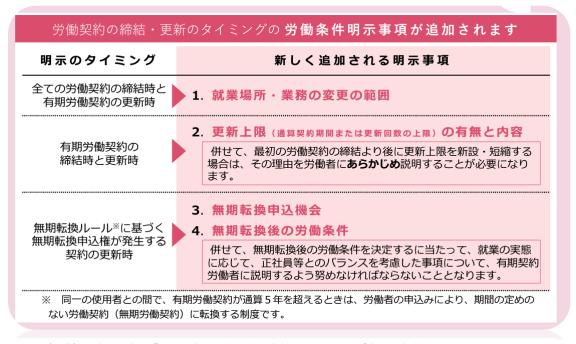
社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

## 2024年4月より労働条件明示のルールが変わります。

無期転換ルール及び労働契約関係の明確化を目的として、来年 2024 年 4 月から労働条件明示のルールが改正となります。今回のニュースレターでは、厚生労働省より公開された改正内容について紹介いたします。

#### ■ 改正の内容は?

改正内容は以下の通りとなります。



(出典)厚生労働省 「2024年4月から労働条件明示のルールが変わります」リーフレットより

労働契約の締結・更新のタイミングにおける労働条件の明示について、労働基準法第 15 条では、「使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。」としています。その具体的な労働条件の明示内容は、労働基準法施行規則第 5 条において、労働契約を締結する際、正社員、パート、アルバイトなどの雇用形態にかかわらず、すべての労働者に対して必ず明示することが必要な『絶対的明示事項』と、絶対的明示事項に加えて、制度がある場合に明示することが必要な『相対的明示事項』として定められています。

今回の改正ではこの労働条件として明示すべき事項に新たに以下の項目が追加されました。

- 『就業場所・業務の変更範囲』(全ての労働契約の締結時と有期労働契約の更新時)
- 『更新上限(通算契約期間又は更新回数の上限の有無と内容』(有期労働契約の締結時と更新時)
- 『無期転換申込機会』『無期転換後の労働条件』の明示(無期転換ルールに基づく無期転換申込権が発生する契約の更新時)

#### ■ 就業場所・業務の『変更の範囲』

絶対的明示事項である「就業場所・従事すべき業務に関する事項」に、「変更の範囲」を追加することが必要となります。

「変更の範囲」とは、**将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の内容を指します。**働く場所や業務内容が限定されている場合は、雇入れ直後の内容と変更の範囲は同じ内容を記載しますが、限定されていない場合は、雇入れ直後の内容と変更の範囲をそれぞれ記載する必要があります。

就業の場所	(雇入れ直後)	(変更の範囲)	
従事すべき 業務の内容	(雇入れ直後)	(変更の範囲)	
	【有期雇用特別措置法による特例の対象者 ・特定有期業務(	(高度専門)の場合】 開始日: 完了日:	)

(出典) 厚生労働省 モデル労働条件通知書より

#### ■ 更新上限(通算契約期間又は更新回数の上限の有無と内容

労働者と期間の定めのある労働契約を締結する場合、**通算契約期間または有期労働契約の更新回数が** 明示事項として追加となります。

使用者が有期労働契約を締結した後、契約の変更や更新に際して新たに通算契約期間または有期労働契約の更新回数の上限を設けたり当初の通算契約期間を短縮、または更新回数の上限を引き下げようとしたりするときはあらかじめその理由を労働者に説明しなければなりません。

#### ■ 無期転換申込機会、無期転換後の労働条件

「無期転換ルール」とは、同一の使用者(企業)との間で、有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申込みによって無期労働契約に転換されるルールのことです。

今回の改正においては無期転換ルールに、「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換を申し込むことができる旨(無期転換申込機会)の明示、無期転換後の労働条件の明示が必要になることが新たに追加になりました。なお、初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も有期労働契約を更新する場合は、更新のたびに、今回の改正による無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

### ■ 雇用契約書・労働条件通知書の見直しが必要に

このように2024年4月からは、労働契約の締結・更新のタイミングに新たに明示をしなければならない事項が追加されてまいります。**雇用契約書、労働条件通知書のフォーマットの見直しが必要となってまいりますので、お早めに準備を進めてまいりましょう**。

#### ◆5月の労務スケジュール

~5/31 4 月分社会保険料納付

~5/10 4月分源泉徴収税額・住民税額の納付



編集担当: 奥田 編集責任者: 勝山

社会保険労務士法人 リーガルネットワークス **〒**160-0022

東京都新宿区新宿1-34-13 第一貝塚ビル302号

TEL: 03-6709-8919